組合だより

2011. 3. 3発行　第118号

札幌鉄工関連協同組合
・TEL　661-2648
・FAX 665-1408
http//www6.ocn.ne.jp/~s-tekkou/
E-mail : kanren00@poem.ocn.ne.jp

☆ 理事会（臨時）を開催 ☆

去る2月24日(木) 組合会議室において臨時理事会が開催され重要案件が議決されました。

その概略をお知らせします。

○ 共同受電事業に係る集金事務について

これまで、当組合では共同受電に伴う各組合員企業の電気料金について団地組合からの一括請求に基づき、毎月、組合員企業に請求し当組合からまとめて団地組合に支払いをしています。

これに対し、団地組合から集金事務手数料が支払われておりますが、この手数料の中には、当組合員企業に不測の事態が発生するなど回収不能金が発生した場合、当組合が負担することが含まれるなど、当組合にとって不利益な問題や事務執行上も不都合な諸々の事案が発生してきていました。

これらの問題を解決するため、昨年来、団地組合との間で、文書による質問や回答、面談による申し入れなどを行ってきましたが互いの主張に相容れないものがあり、理事会で審議した結果、当組合として平成23年度以降集金事務を実施しないことが決議されました。

このことにより、今後の電気料金の請求、支払いについては、関係組合員の皆様に改めて文書でお知らせすることとしています。

○ 共同警備事業（巡回警備）について

巡回警備事業は、昭和43年から団地組合と共同で、また、昭和51年以来各組合員の負担料金を据置いて実施してきましたが、永年の経過の中で収支の面をはじめ負担区分など種々問題が生じておりました。このため、両組合においてこれまでの巡回警備料金の負担区分などの問題点を整理し、平成23年度以降の本事業を円滑に進めるため、昨年来、アンケート調査を実施するなど協議を進めてきました。

この結果、今後も両組合共同で行うことが確認され、最も重要な負担区分について理事会で審議した結果、すでに3月1日付け文書で各組合員の皆様にお知らせしたとおりの料金負担でお願いすることになりました。

ご理解の程、よろしくお願いいたします。

◎ 不当要求防止責任者講習から ◎

さる2月7日(月) かでる2－7において北海道公安委員会主催の不当要求防止責任者講習が開催されました。

現在、全国の主要な指定暴力団は22、構成員は81,000人を数え、北海道内にも3,500人の暴力団員がいるとの報告がありました。

会社ゴロや社会運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力は、事故やトラブルに因縁をつけたり、機関紙（誌）の購読、下請け参入、広告料、賛助金・寄付金等の名目で不当要求をするなど、社会情勢の変化に対応しながら活動が多様化、巧妙化してきています。

以下、対応の要領です。

① **住所、氏名、団体名、電話番号、用件の確認。**
② 指定場所などに出向かず**自社で対応**し、**湯茶**などは出さない。
③ 相手より多い人数で役割を決め、明確に告げて**録音、ビデオ撮影**をする。
④ **対応時間を明確**に示す。
⑤ **言葉尻**を捉えられぬよう「申し訳ない」、「検討します」、「いいです」などは**禁句**。
⑥ **書類の作成、署名、即答、約束をしない。**
⑦ トップには即答を迫り、次回以降も要求されるので**トップに対応させない。**

・不法行為があったら気づかれないようすぐに**110番**すること。

◆ 暴力に関する問い合わせ・相談は
◇ 暴力追放センター　２７１－５９８２へ